

子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書

3

島田市長
島田市福祉事務所長

No.

認定
番号

(4)の全てに同意した上で、次のとおり、教育・保育給付認定を受けたいので申請を行うとともに、保育の利用を申し込みます。

提出日

R

年

月

日

①申請に係る児童	フリガナ		性別	生年月日	年	月	日	出生順	第	子
	氏名			クラス	歳児		保護者			
	個人番号	下欄へ記載①		年齢	(R 8. 4. 1時点)		との続柄			
	居住地	▽居住地			▽令和7年(2025年)1月1日住所					
		〒			☐ 居住地と同じ 〒					
	希望施設	第1希望	様式⑤に記載		第2希望			第3希望		
	入所希望期	R 年 月 1日から R 年 月末日 まで			認定区分	☐ 法第19条第1項 2号認定 ☐ 法第19条第1項 3号認定				
	希望必要量	☐ 標準時間(最長11時間の保育) ☐ 短時間(最長8時間の保育)								
	希望する保育時間	月・火・水・木・金・土 : ~ : (土曜日の希望保育時間: ~ :)								
	世帯の状況	1 生活保護世帯 2 ひとり親世帯 3 障害者等がいる世帯 4 1~3以外の世帯								

(1) 申請に係る児童の保護者の状況（令和8年4月1日時点の状況）

②保護者代表	フリガナ		性別	生年月日(年齢)	職業・勤務先・現在の状況
	氏名			年 月 日 (歳)	【就労時間】 : ~ :
	個人番号	下欄へ記載②		電話番号	
	居住地(異なる場合)	〒		- -	
③その他の保護者	フリガナ		性別	生年月日(年齢)	職業・勤務先・現在の状況
	氏名			年 月 日 (歳)	【就労時間】 : ~ :
	個人番号	下欄へ記載③		電話番号	
	居住地(異なる場合)	〒		- -	
保育の利用を必要とする具体的な理由		保護者代表: ☐ 就労 ☐ 求職中 ☐ 産前産後 ☐ その他() その他の保護者: ☐ 就労 ☐ 求職中 ☐ 産前産後 ☐ その他()			

(2) 申請に係る児童・保護者を除いた同居家族（兄弟、祖父母等）の状況（令和8年4月1日時点の状況）

児童との続柄	フリガナ	氏名	生年月日(年齢)	保育所、勤務先等の状況
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	
			年 月 日 (歳)	

(注) 世帯分離、2世帯住宅、離れ住宅等の場合も、同居家族として扱います。

個人番号 記載欄 (保護者記入)	①申請に係る児童																
	②保護者代表																
	③その他の保護者																



(3) 同居以外の祖父母の状況（令和8年4月1日時点の状況）

父方	祖父	フリガナ		生年月日（年齢）
		氏名		年 月 日（歳）
		居住地	〒	電 話 番 号 — —
		保育を必要とする理由	☐ 就労【勤務先： 就労時間： 時 分～ 時 分 残業：有・無】 ☐ 無職 ☐ 求職中 ☐ 疾病・障害 ☐ 高齢（65歳以上） ☐ 離別/死別 ☐ 介護【被介護者： 】 ☐ その他【 】	
	祖母	フリガナ		生年月日（年齢）
		氏名		年 月 日（歳）
		居住地	〒	電 話 番 号 — —
		保育を必要とする理由	☐ 就労【勤務先： 就労時間： 時 分～ 時 分 残業：有・無】 ☐ 無職 ☐ 求職中 ☐ 疾病・障害 ☐ 高齢（65歳以上） ☐ 離別/死別 ☐ 介護【被介護者： 】 ☐ その他【 】	
母方	祖父	フリガナ		生年月日（年齢）
		氏名		年 月 日（歳）
		居住地	〒	電 話 番 号 — —
		保育を必要とする理由	☐ 就労【勤務先： 就労時間： 時 分～ 時 分 残業：有・無】 ☐ 無職 ☐ 求職中 ☐ 疾病・障害 ☐ 高齢（65歳以上） ☐ 離別/死別 ☐ 介護【被介護者： 】 ☐ その他【 】	
	祖母	フリガナ		生年月日（年齢）
		氏名		年 月 日（歳）
		居住地	〒	電 話 番 号 — —
		保育を必要とする理由	☐ 就労【勤務先： 就労時間： 時 分～ 時 分 残業：有・無】 ☐ 無職 ☐ 求職中 ☐ 疾病・障害 ☐ 高齢（65歳以上） ☐ 離別/死別 ☐ 介護【被介護者： 】 ☐ その他【 】	

(4) 申請に当たっての同意事項

- 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、教育・保育給付認定の審査及び申請者や同居家族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 教育・保育給付認定や施設型給付費・地域型保育給付費の支給及び副食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合は、利用者負担額及び副食費の徴収免除の有無について、利用施設等に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第27条第5項の規定に基づき、施設型給付費・地域型保育給付費は、認定を受けた保護者に代わり、利用施設等が受領することがあります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日数を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第20条第6項の規定に基づき、認定に関する決定を延期することがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

保育支援課使用欄

入 力	☐ 選考表 ☐ システム		情報連携	☐ 無 ☐ 有（R7・R8）
認 定	号	☐ 標 ☐ 短	R 年 月 日～R 年 月 日	
園連絡	③④⑫送付日：R 年 月 日（園名）			
認定証	送付日：R 年 月 日 ☐ 自宅 ☐ 園			